

カードローン「タイムリー」

No.1

2022年4月1日現在

1. 商品名	・カードローン 「タイムリー」									
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20才以上65才未満の方で一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 ・当金庫の営業区域にお住まいの方、またはお勤めの方 ・安定継続した収入のある方 ・ご利用限度額により多少条件が異なりますので詳しくは窓口か渉外担当者へご相談下さい <p>※当金庫に普通預金口座をお持ちの方は、インターネットによる契約方法もお選びいただけます</p>									
3. ご利用方法	・ローンカードで当金庫のキャッシュコーナーのほか全国の信用金庫または提携金融機関でもご利用いただけます									
4. お使いみち	・自由にご利用いただけます（ただし、事業性資金は除きます）									
5. ご融資限度額	・10万円、30万円、50万円、100万円4通りのコースから選べます ただし、コースによって多少条件が異なりますので窓口か渉外担当者へご相談下さい									
6. ご利用期間	・3年で期間満了後は簡単な審査で自動更新となります ただし更新時満70才以上の方はご利用いただけません									
7. ご融資利率	・当金庫所定の利率を適用させていただきます									
8. お利息の計算方法	・毎日の最終残高について付利単位を1円とした1年365日とする日割計算									
9. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月10日にご融資限度額に応じて定額自動返済となります <table border="0"> <tr> <td>10万円、30万円</td> <td>毎月</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>50万円</td> <td>毎月</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円</td> <td>毎月</td> <td>20,000円</td> </tr> </table>	10万円、30万円	毎月	10,000円	50万円	毎月	15,000円	100万円	毎月	20,000円
10万円、30万円	毎月	10,000円								
50万円	毎月	15,000円								
100万円	毎月	20,000円								
10. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・不要です 一般社団法人しんきん保証基金が保証いたします（消費者ローンの保証引受合計額は3,000万円以内です） 									
11. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約時に収入印紙代200円が必要となります ・ローンカードの再発行には、1,100円（消費税込）の手数料をいただきます ・保証料は、ご融資利率に含まれています 									
12. ご用意いただくもの	<p>正式なお申込みの際にご用意いただくものです</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、運転免許証をおもちでない方は運転経歴証明書、パスポート、健康保険証（注）、顔写真付住民基本台帳カード ・ご印鑑（普通預金口座をお持ちの方はお届印） <p>（注）健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の提示が必要となります</p>									
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電</p>									

2022年4月1日現在

	<p>話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、新潟県弁護士会(電話:025-222-5533)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)若しくは関東地区しんきん相談所(9時~17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>14. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟信金カードローンは当金庫の本支店および他の信用金庫、銀行、信用組合等提携金融機関のATM(現金自動預入支払機)でご利用できます ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい ・学生および専業主婦等収入のない方は新規のご契約はできません